

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム 御中

秘密保持誓約書

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）に参加するにあたり、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業（以下「本事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第 1 条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本事業を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ② 開示方法が FAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後 30 日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、受領者側と取り交わしたもの
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第 2 条（秘密保持）

秘密情報は、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の会員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

第 3 条（目的外使用の禁止）

秘密情報は本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第 4 条（情報の管理等）

1. 秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等には、厳重かつ適正な管理を施します。
2. 秘密情報は、本事業の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員若しくは職員等（派遣社員その他自己の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。以下同じ。）にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員若しくは職員等に対し、本誓約において会員が負うべき義務と同等の義務を負わせ、離職後といえどもその義務を免れさせないものとし、その義務違反について全ての責任を負うものとする。

第 5 条（複製等の禁止）

1. 秘密情報は、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. 事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第 6 条（情報の返却等）

プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき、又は本事業の終了後は、遅滞なく開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第 7 条（事故の報告）

秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第 8 条（損害賠償）

本誓約に违背し、プラットフォーム及び開示者に損害を生じさせた場合は、プラットフォーム及び開示者に対し、その損害について賠償いたします。

第 9 条（不保証）

1. 本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. 本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. 開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第 10 条（権利義務の譲渡等の禁止）

事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第 11 条（有効期間）

1. 本誓約は、誓約の日から、プラットフォーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。
2. 前項の有効期間終了後といえども、第 2 条から第 5 条までの規定はさらに 3 年間、第 6 条から第 9 条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第 12 条（協議）

本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じて行われる個別協議又はプラットフォーム企画運営会議の審議等の決定に従います。

以上の事項を誓約し、プラットフォームへ提出するものとし、その写しを会員が保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____

【法人（団体）名】 _____

【登録代表者所属】 _____

【登録代表者役職】 _____

【登録代表者名】 _____

（個人名）